

令和4年2月10日

保護者 各位

瀬戸市長 伊藤 保徳
(公印省略)

まん延防止等重点措置期間延長に伴う家庭保育の協力依頼について

日頃は新型コロナウイルス感染症に伴い、保護者の皆様には多大なご理解とご協力を賜り、誠に感謝申し上げます。

2月13日までとされていた「まん延防止重点措置」ですが、収束の目途が立たない状況から3月6日まで延長されることになりました。

引き続き、家庭での保育が可能なご家庭につきましては、家庭保育のご協力をお願い申し上げます。

また、一時保育・休日保育のご利用についても引き続き以下のお取り扱いでお願いします。

記

■協力依頼期間（延長期間）

令和4年2月14日（月）から3月6日（日）まで
愛知県まん延防止等重点措置の期間に準じます。

■期間中の措置

保育料は日割り計算により後日、還付（返金）いたします

※給食費の還付については食材準備の状況もごございますので、各園にお問い合わせください。

■一時保育について

期間中の利用は中止させていただきます。

※緊急一時保育については実施園が休園とならない限り行います。

■休日保育について

家庭保育のご協力をお願いします。

※在籍している園及び休日保育実施園で新型コロナウイルス感染症による臨時休園が出ている場合は利用が出来ません。

問い合わせ先：瀬戸市保育課（88-2630）